

「県税の広報及び認知度等に関するアンケート」の実施結果報告

この度は、「県税の広報及び認知度等に関するアンケート」にご協力いただき、ありがとうございました。

アンケート結果を下記のとおり報告いたします。また、この結果につきましては、今後の県税の広報業務等の参考とさせていただきます。

アンケート概要

1 アンケート実施期間

平成 29 年 1 月 6 日（金）から平成 29 年 1 月 20 日（金）まで

2 回答率等

対象者数 1360 人

回答者 876 人

回答率 64%

3 回答者の属性

性別 【男性 439 人（50.1%）】 【女性 437 人（49.9%）】

年代別

	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代
人数	61 人	180 人	224 人	193 人	171 人	47 人
割合	7.0%	20.5%	25.6%	22.0%	19.5%	5.4%

地域別

	北勢	中勢	伊勢志摩	伊賀	東紀州
人数	431 人	228 人	108 人	78 人	31 人
割合	49.2%	26.0%	12.3%	8.9%	3.5%

※北勢：四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、桑名郡、員弁郡、三重郡

中勢：津市、松阪市、多気郡 伊勢志摩：伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡

伊賀：名張市、伊賀市 東紀州：尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡

※割合は小数点第二位を四捨五入

自動車税の納期に関する情報源について

Q1 平成 28 年度の自動車税の納期限は 5 月 31 日（火）でした。あなたは、この情報を何で知りましたか？あてはまるものをすべて選んでください。

① 県政だよりみえ（紙版・データ放送版）	116 人	13.2%
② 県のホームページ	8 人	0.9%
③ ポスター	28 人	3.2%
④ ラジオ	16 人	1.8%
⑤ 新聞	27 人	3.1%
⑥ 納税通知書	715 人	81.6%
⑦ その他	50 人	5.7%
⑧ 知らない	82 人	9.4%

【分析】

自動車税の納期に関する情報源について、「納税通知書」が 81.6%と最も高いという結果でした。その他、「県政だよりみえ（紙版・データ放送版）」から情報を受け取られている方の割合も高いことがわかりました。

その他のご意見として、納期限は例年決まっているため把握しているのご意見もいただきました。

今後も多様な広報活動を実施し、広く自動車税の納期内納付の周知を図って参ります。

自動車税の納付について（1）

Q2 平成 26 年度から自動車税がクレジットカードで納税できるようになりましたが、ご存じですか？

（クレジットカードでの納付についてはこちらをご覧ください。）

<http://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/82619017951.htm>

① 知っている	363 人	41.4%
② 知らない	513 人	58.6%

【分析】

自動車税をクレジットカードで納付できることをご存じの方の割合は 41.4%となり、昨年度の 23.6%から増加しました。クレジットカード納税の導入から 3 年が経過し、納税手段としての認知が広がってきたものと考えます。

引き続きいろいろな方法で広報し、利用拡大につなげたいと考えます。

自動車税の納付について (2)

Q3 平成 28 年度から自動車税が一部のショッピングセンターやスーパーマーケット（「MMK 端末設置店」といいます）で納税できるようになりましたが、ご存じですか？
（MMK 端末設置店での納付についてはこちらをご覧ください。）

<http://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/16328017873.htm>

① 知っている	214 人	24.4%
② 知らない	662 人	75.6%

【分析】

MMK 端末設置店（一部スーパーマーケット等）での自動車税納付についてご存じの方の割合は、24.4%となりました。MMK 端末設置店は平成 28 年度から導入した新たな納税手段であり、今後認知度向上に努めてまいります。

Q4 自動車税はクレジットカードや MMK 端末設置店のほか、コンビニエンスストアやペイジー（電子納税）などでも納税できます。あなたは、自動車税を納付するにあたって、どの方法を利用したいですか？あてはまるものをすべて選んでください。

① コンビニエンスストア	544 人	62.1%
② MMK 設置店（スーパーマーケットやドラッグストア等）	88 人	10.0%
③ クレジットカード（インターネット）	256 人	29.2%
④ ペイジー（電子納税）（インターネットバンキング）	51 人	5.8%
⑤ 口座振替	179 人	20.4%
⑥ 銀行等金融機関	291 人	33.2%
⑦ その他	9 人	1.0%
⑧ 自動車を持っていないなど納税の必要がない	32 人	3.7%

【分析】

自動車税の納付にコンビニエンスストアを利用したいとお答えの方の割合が 62.1%と最も大きい結果となりました。

なお、MMK 設置店を利用したいという方は 10.0%でした。導入前にあたる昨年アンケートでは、スーパーマーケット等で自動車税が納税できるなら利用したいとお答えいただいた方が 66.9%いらっしゃいましたが、この割合に届きませんでした。今後も納付方法について知っていただけるよう、いろいろな方法で広報していきたいと考えます。

自動車税の納税証明書について

Q5 車検の際、自動車税の納税確認が電子化されたため納税証明書の添付が省略できるようになりましたがご存じですか？

① 知っている	163 人	18.6%
② 知らない	713 人	81.4%

【分析】

自動車税の納税確認が電子化されて納税証明書の添付が省略できることを知っている方の割合は 18.6%と、昨年の 7.1%から増加しましたが、引き続き広報をすすめる必要があります。今後とも、いろいろな方法で広報し認知度をあげていきたいと考えます。

産業廃棄物税について（1）

Q6 三重県では、産業廃棄物の県内中間処理施設等への搬入に対して、その産業廃棄物を排出する事業者に課税する「産業廃棄物税」を導入していることをご存知ですか？

① 知っている	163 人	18.6%
② 知らない	713 人	81.4%

【分析】

平成 14 年度に三重県が全国で初めて導入した産業廃棄物の認知度について尋ねました。「知らない」を選ばれた方が 81.4%となり、認知度が低い結果となりました。今後も様々な広報手段を利用して、周知を図って参ります。

産業廃棄物税について（2）

Q7 Q6 で「知っている」とお答えいただいた方にお聞きします。「産業廃棄物税」の活用は、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量などの施策に要する費用に限定されています。このことについてご存知ですか？

① 知っている	94 人	57.7%
② 知らない	69 人	42.3%

【分析】

Q6 で「知っている」と回答した方に、産業廃棄物税の用途が限定されていることについて尋ねました。「知っている」が 57.7%、「知らない」が 42.3%となり、産業廃棄物税をご存じの方は、半分以上がその用途についても理解されていました。産業廃棄物税は、徴収に要する費用を除いた額を産業廃棄物の発生抑制、再生、減量などの費用に充てることで、持続可能な循環型社会を構築していくための貴重な財源となっています。

産業廃棄物税について（3）

Q8 平成 14 年度に導入した「産業廃棄物税」を継続していくことについて、どのようにお考えですか？

（産業廃棄物税の概要についてはこちらをご覧ください。）

<http://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/16386017905.htm>

① 賛成	309 人	40.1%
② どちらかといえば賛成	407 人	46.5%
③ どちらかといえば反対	82 人	9.4%
④ 反対	23 人	2.6%

【分析】

「産業廃棄物税」を継続していくことについて尋ねました。「賛成」及び「どちらかといえば賛成」の割合が 86.6%と、「反対」及び「どちらかといえば反対」の 12.0%を上回る結果になり、この税の趣旨や目的について一定のご理解をいただけているものと考えます。

個人住民税の特別徴収（給与天引）について

Q9 特別徴収とは、事業所等に勤務されている方の個人住民税（市町村民税と県民税）を、所得税と同様に、事業主の皆さまに徴収していただき、課税した市町村に納入いただく仕組みのことです。

平成 26 年度から三重県内全市町で個人住民税の特別徴収を徹底していることを、あなたはご存じですか？

① 知っている	353 人	40.3%
② 知らない	523 人	59.7%

【分析】

三重県と県内全市町が、個人住民税の特別徴収（給与天引）を徹底していることをご存知かどうか伺いました。「知っている」とお答えになった方は 40.3%となり、昨年度より 6.3 ポイント上昇しました。

三重県では、給与所得者の方々の利便性を向上させるとともに、滞納額の縮減にもつながるものとして、個人住民税の特別徴収制度の周知取組を行っています

今後も、皆様からのご意見を参考に、市町と連携して、特別徴収（給与天引）の徹底及び広報取組を推進していきます。

なお、『個人住民税の特別徴収』に関する情報は、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/45294017939.htm>

納税について (1)

Q10 税金には、納期限があり、納期限までに納めなければなりません。

納期限までに納付いただく「納期内納付」を推進するために、県の取組として何が重要だと思いますか？あてはまるものをすべて選んでください。

① コンビニ納付や電子納税など納税しやすい環境づくり	663 人	75.7%
② 納期限のお知らせなど納期内納付の広報	414 人	47.3%
③ 将来の納税者となる児童・生徒・学生などに対する租税教育	281 人	32.1%
④ 税のしくみや納付方法の問い合わせなどの県税事務所の相談窓口	154 人	17.6%
⑤ 滞納処分など滞納者に対する厳しい対応	386 人	44.1%
⑥ その他	25 人	2.9%

【分析】

納期限までに納付いただく納期内納付を推進するために、県の取り組みとして何が重要だと思ってお尋ねしたところ、「コンビニ納付や電子納税など納税しやすい環境づくり」が 75.7%と最も高い結果になりました。

次いで「納期限のお知らせなど納期内納付の広報」が 47.3%、「滞納処分など滞納者に対する厳しい対応」44.1%となりました。

昨年のアンケートでも同様の傾向の回答をいただいていることから、今後も引き続き、納期内納付推進キャンペーン等の広報や納税しやすい環境づくりに努めてまいります。また、納付意志を示さない滞納者に対しては徹底した滞納処分を行い、滞納額縮減に取り組んでいきます。

納税について (2)

Q11 納税する資力があるのに納付しようとしなない滞納者に対して、県は差押え等の滞納処分など厳しい対応で臨んでいることをご存じですか？

① 知っている	518 人	59.1%
② 知らない	358 人	40.9%

【分析】

納税の意志を示さない滞納者に対して、県は差押え等の滞納処分など、厳しい対応で臨んでいることをご存じかどうか伺いました。「知っている」とお答えになった方は 59.1%という結果となりました。

「税は納期限内に納めるもの」、「滞納は社会のルール違反」という考えのもと、納める資力がありながら納めない滞納者に対しては、納期限内にきちんと納付した人との公平性を保つため、今後も引き続き厳正な対応をしてまいります。

(参考) 平成 27 年度 差押執行件数 6,632 件

県税へのご意見について

Q12 最後に、県税や県税事務所に関するご意見をお聞かせください。(自由記載)

【分析】

県税や県税事務所に関するご意見を伺いました。

税の制度だけでなく、納税環境の整備、適切な税の使い途や広報活動まで、幅広い貴重なご意見をいただくことができました。

皆さまからいただいたご意見につきましては、今後の税務行政運営に活かして参ります。多くの貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。